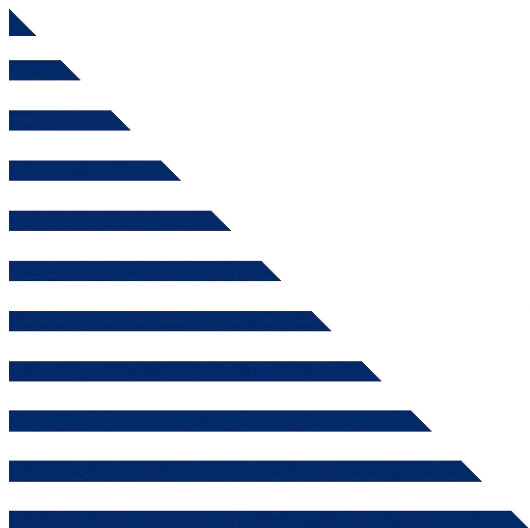




指定ごみ袋制度導入についての 基本方針(案)

平成31年 4月
長岡京市



指定ごみ袋制度導入についての基本方針（案）

1 はじめに ～未来を担う子どもたちのために～

ごみの減量・リサイクルの推進は、最終処分場の延命化、環境負荷の軽減、そして限りある資源の有効活用の観点から、現代社会における重要な取り組み課題です。

長岡京市においては、さらなるごみの減量・リサイクルを推進するため平成29年3月に、平成29年度から平成33（2021）年度の5年間を計画期間とする「長岡京市一般廃棄物処理基本計画」の改定を行いました。

この改定に伴い、ごみの総量を平成17年度比20%減の19,860トン、資源ごみの再生利用率を同5%増の21%、最終処分量を同18%減の年3,123トンにするという新たな目標を設定しました。

しかしながら、近年のごみ減量ペースが緩やかになっており、ごみ排出量等の傾向を踏まえると一般廃棄物処理計画で掲げている平成33（2021）年度に「ごみの総量」を平成17年度比で20%削減する目標の達成には厳しい状況であります。ごみの減量目標達成のためには、市民、事業者の方々のより一層のご理解とご協力が必要となります。

また、計画の改定にあたり実施した、燃えるごみの中身を調べる「組成分析調査」では、指定ごみ袋を使用している自治体に比べて資源化可能なもの（新聞紙、雑誌などの古紙や、その他プラスチック製容器包装など）の混在が多い（資源化可能物の割合が重量比で約33%）ことが判明しました（図1）。

その結果から中身の見えないごみ袋に一因があるとして、ごみ減量に寄与するためのごみ袋のあり方について、平成29年8月に長岡京市廃棄物減量等推進審議会に「ごみ減量を推進するためのごみ袋のあり方について」の諮問を行いました。平成30年8月に出された答申において、プライバシーに配慮した、手数料を付加しない透明・半透明のごみ袋を導入することの旨が示されました。それに基づき、本市ではごみ減量を目的とした、手数料を付加しない半透明のごみ袋の使用を求める指定ごみ袋制度の導入を決定するに至りました。

一方、京都府下14市（京都市を除く）の中においては、7団体はごみ処理手数料を付加した「有料指定袋制」を、4団体は手数料を徴収せず透明又は半透明袋の使用を求める「透明・半透明袋制」を導入している状況です。

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済システム・ライフスタイルを根本的に見直し、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進していく必要があります。

ごみは家からなくなれば処理が終わるわけではありません。ご家庭から排出されたごみは、適切に排出されていれば資源物と不要物に分けて処理が行われます。資源化可能なものは、資源に循環されますが、可燃ごみとして排出された場合は、焼却施設（中間処理施設）で焼却処理を行いますので、燃えるごみの袋の中に資源化可能なものが混入されていると、そのまま焼却することになります。ごみを焼却したあとの灰は、神戸沖の埋立処分場や乙訓環境衛生組合勝竜寺埋立地で処理を行っていますが、いずれの施設も容量には限りがあります。限りある埋立地をできる限り長く使用するためにも、ごみを排出段階から減らすことがとても重要なことです。

私たちは、毎日の暮らしや、様々な事業活動から多くのごみを排出しています。私たちは未来を担う子どもたちのためにも、地球環境を守り、より豊かな生活を実現していくために互いに力を合わせて、ごみの発生を抑え、再生利用し、減量化及び適正な最終処分を行っていかなければなりません。

焼却や埋立処理による環境への負担をできる限り少なくし、さらに限りある地球の資源の使用を減らすため、また資源を有効に繰り返し使う社会を実現するため、皆様のご理解とご協力が欠かせません。つきましては、さらにごみを減らすための指定ごみ袋制度の導入にご理解とご協力をお願いします。

これまでの検討経過

平成26年6月26日 市長から審議会に諮問

「一般廃棄物の排出抑制対策と再資源化の推進について」の諮問を、市長から長岡京市廃棄物減量等推進審議会に行いました。



平成28年7月28日・29日 一般廃棄物（ごみ）組成分析調査を実施



平成29年2月6日 審議会から市長へ答申

「一般廃棄物の排出抑制対策と再資源化の推進について」の答申が、長岡京市廃棄物減量等推進審議会から市長に提出されました。

答申要旨

- ・ごみ減量を行う主体として「より多くの市民や事業者」を巻き込むこと
- ・ごみ減量の成果として、「より多くのごみを減量できる施策」を実施すること
- ・ごみ質調査（組成分析調査）の結果を受けて、可燃ごみの中に多く含まれている「紙ごみ」、「厨芥類」をごみ減量のターゲットとして施策を展開すること
- ・ごみ袋の指定がないことも可燃ごみに資源化可能物の混在が多い原因であるので、ごみ袋のあり方についても検討すること



平成29年3月 処理計画（改定版）を策定

「長岡京市一般廃棄物処理基本計画 ～減らす・育てる・考える～」を策定しました。



平成29年8月1日 市長から審議会へ諮問

「ごみ減量を推進するためのごみ袋のあり方について」、市長から長岡京市廃棄物減量等推進審議会に諮問を行いました。



平成29年9月21日～10月16日 ごみ袋の利用状況等に関する調査の実施



平成30年8月22日 審議会から市長へ答申

「ごみ減量を推進するためのごみ袋のあり方について」の答申が、長岡京市廃棄物減量等推進審議会から市長に提出されました。

答申要旨

- ・有料指定袋制への負担感に対する配慮と、透明・半透明袋制及び段階的導入への支持を踏まえ、現時点では手数料を付加しない透明・半透明のごみ袋を導入すること
- ・袋の透明度については、分別状況の確認に支障がなく、プライバシーに配慮した半透明の袋とすること
- ・手数料を付加しない透明・半透明のごみ袋を導入してもごみ減量目標が達成されない場合には、手数料を付加する有料指定袋についても今後検討すること



平成31年3月5日 市議会へ基本方針（案）を報告

長岡京市議会文教厚生常任委員会に「基本方針（案）」の報告を行いました。



現段階

平成31年4月15日 基本方針（案）の策定

この「基本方針（案）」について、広く市民の皆様からのご意見をいただきたく、意見募集をします。



今後の予定

平成31（2019）年6月上旬 基本方針の策定

いただいたご意見を踏まえ、「基本方針」を策定する予定です。



平成31（2019）年9月以降 説明会及び啓発活動を実施

説明会及びスーパー店頭等での啓発活動を実施し、市民の方へ指定ごみ袋制度の説明及び周知を行います。



平成32（2020）年6月頃 指定ごみ袋の販売開始

スーパー等で指定ごみ袋の販売を開始します。

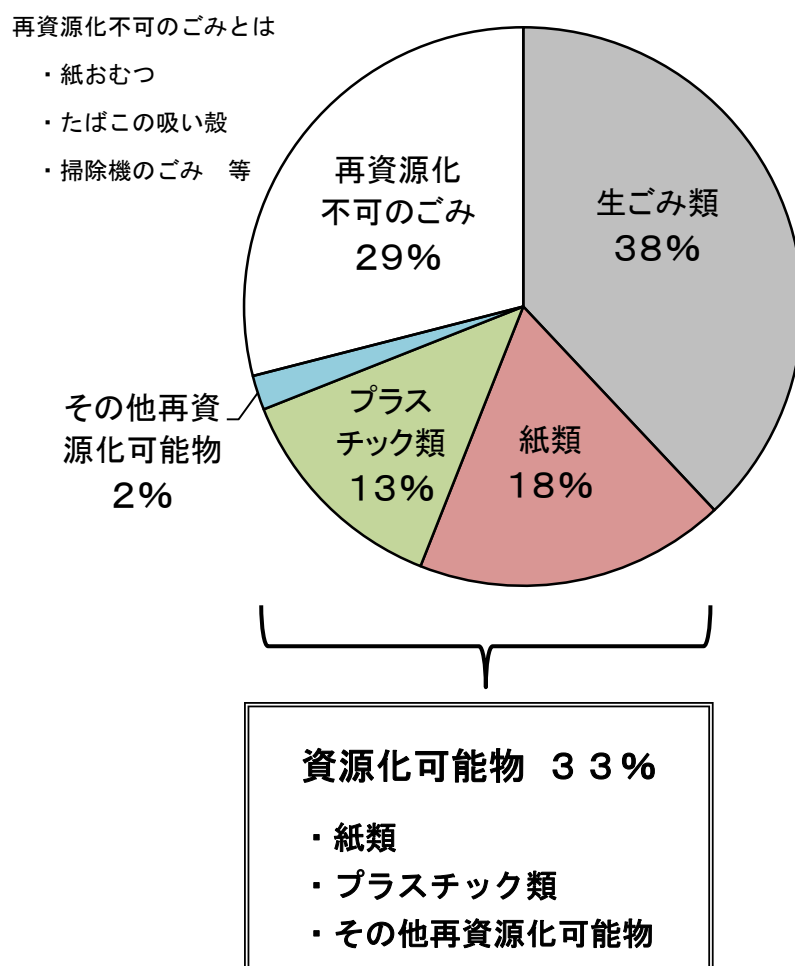


平成32（2020）年8月から平成33（2021）年1月 移行期間
指定ごみ袋の利用に慣れていただく期間を設けます。



平成33（2021）年2月1日 制度導入開始（予定）
指定ごみ袋制度の導入を実施します。

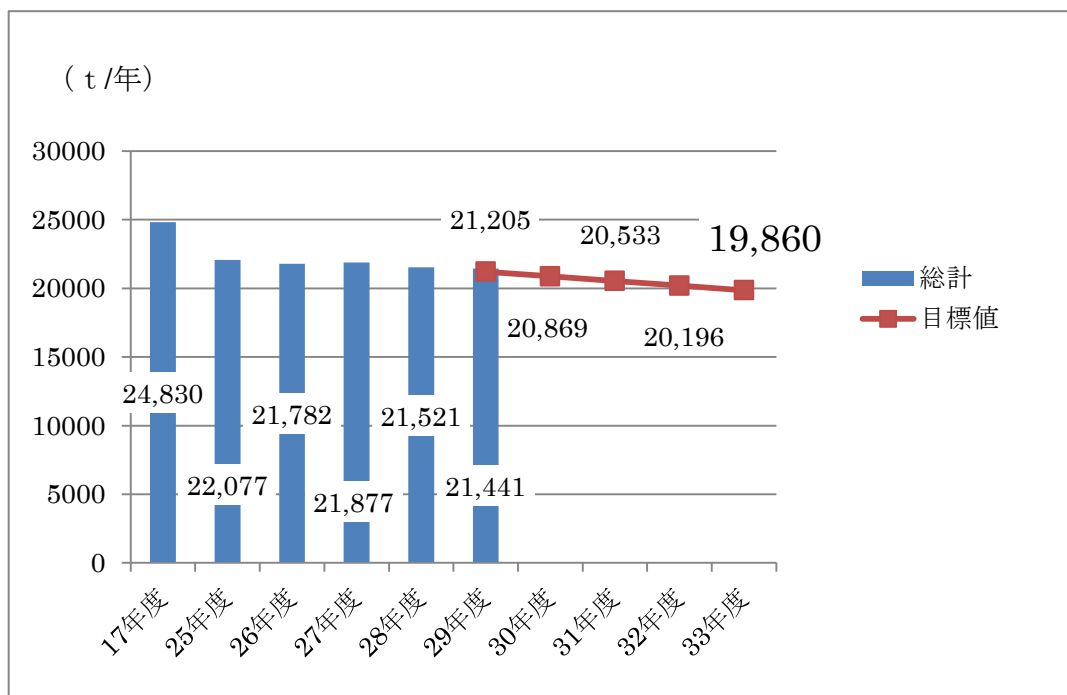
（図1）家庭ごみの内訳（重量比）



2 本市のごみ処理の現状と課題

ごみの排出量は、年々減ってきているものの、現時点で目標数値に達しておらず、一般廃棄物処理基本計画の平成33（2021）年度目標値である19,860tに至るのは難しいといえます。

（図2）ごみの総量



この目標を達成するために、本市では、古紙集団回収への補助や、ごみ減量・分別についての広報周知をはじめ、各般の施策を講じています。

現在、市民の皆様のご協力によって一人当たりのごみ排出量は減少傾向にあるものの、燃やすごみから再資源化可能な区分への分別は進んでおらず、リサイクル率も伸びてない状況です。

「長岡京市一般廃棄物処理計画」において、目標指標を掲げており、その達成に向けて、新たなごみ減量の取り組みを行わなければならない状況です。

(図3) 一般廃棄物処理基本計画における目標指標と目標値

※1人1日当たり家庭系ごみ量

平成29年度

525g



平成33(2021)年度

504g



※再生利用率

平成29年度

14%



平成33(2021)年度

21%



※最終処分量

平成29年度

3,253t



平成33(2021)年度

3,123t



3 指定ごみ袋制度導入の目的・効果

(1) ごみの分別や適正排出の推進により、ごみ減量を図れます

ルールを守らない人がいることで、近隣住民や自治会役員などが多大な労力をかけ、ごみステーションを管理している現状があります。

また、自分の出したごみに責任を持つ意識づくりの強化やマナーの徹底を図ります。

その他、他所からのごみや事業所から出るごみにおいて、ごみステーションへの投棄などを防ぐことが可能となります。

(2) ごみの見える化の推進によるごみの減量が図れます

市民の方が、どのようなごみをどの程度排出しているかを把握することで、ごみ減量への意識を高め、ごみ減量につなげます。

(3) 収集作業の安全確保と迅速化が図れます

鋭利なものや発火の危険のあるものの混入を防ぐことで、作業の安全が確保されます。その結果、ごみステーションでの分別作業が不要となることで、収集作業の迅速化が図れます。

(4) 二酸化炭素の排出量を抑えることで温暖化対策になります

ごみの処理工程では、焼却の段階を中心に大量の二酸化炭素（ CO_2 ）が排出されます。燃やさなければならぬごみを減らし、3Rを推進することは、重要な地球温暖化対策の1つでもあります。特にリデュース（ごみを減らすこと）を進めることは、製造や流通など産業部門の CO_2 排出削減にも大きく寄与することになります。

※3Rとはリデュース (Reduce)・リユース (Reuse)・リサイクル (Recycle) の頭文字を取ったものです。

【リデュース】ごみそのものの発生を減らしたりなくしたりすること。

【リユース】使用済みになったものをもう一度そのままの形で再使用すること。

【リサイクル】使用済みになったものを原料として使い、別のものに生まれ変わらせること。

(5) ごみ処理経費の削減が図れます

ごみの減量化・資源化の推進により、ごみ処理経費（光熱水費、燃料費、薬品費、焼却灰などの運搬処分費など）を削減することができます。

さらに、中間処理施設（乙訓環境衛生組合）や最終処分場（神戸沖の埋立処分場、勝竜寺埋立地）などのごみ処理施設を将来に更新するときには、より規模の小さい施設での整備を行うことができ、建設費などを削減することが可能となります。

4 指定ごみ袋制度について

(1) 制度の概要

- ・ 手数料を付加しない半透明のごみ袋を、排出袋に指定します。
- ・ 市が袋の規格（大きさ、色、厚み）を決め、製造者を認定し流通させます。
- ・ 販売価格は、販売店が独自に定めます。独禁法に抵触する可能性があるため、市は販売価格を定めません。
- ・ 販売に市の許可は必要としません。

(2) 導入開始予定日

平成33（2021）年2月1日

(3) 対象となるごみの種類

家庭ごみの「燃えるごみ」が対象となります。

※剪定枝は50センチ以下に束ねて排出することも可能です。

※資源ごみは対象としません。

(4) 規格

袋の色：半透明

文字色：深緑

容 量：大（45L）、中（30L）、小（15L）

形 状：平袋

素 材：高密度ポリエチレン製

厚 さ：サイズ及び素材により最低限の厚さを指定

(5) 販売方法

市販のごみ袋を取り扱っている店舗（スーパー、コンビニなど）で、購入できるように協力を求めます。

5 その他

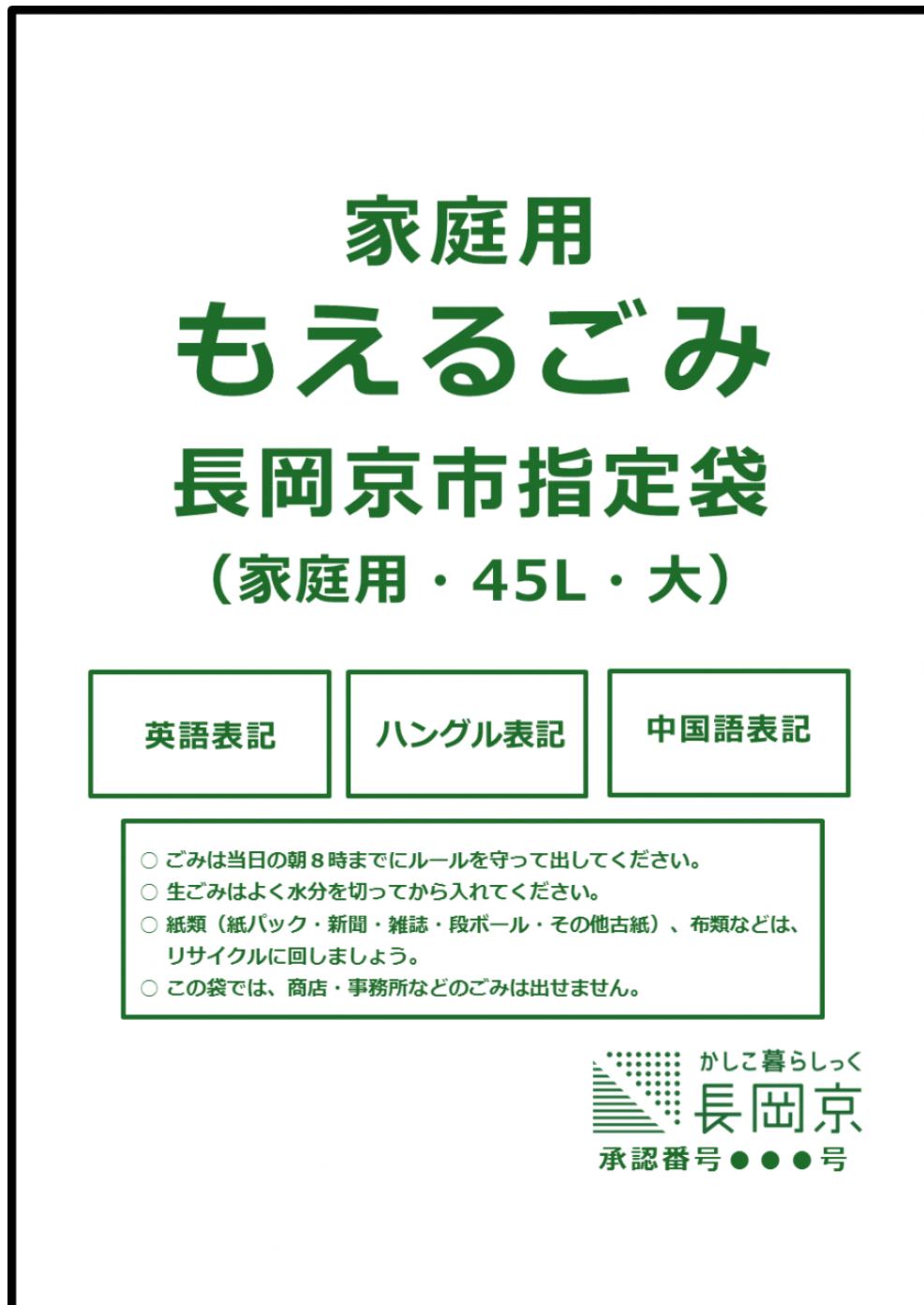
(1) 市民への周知・啓発

- ・ 広報紙やホームページなどへ掲載し周知を行います。
- ・ 平成31（2019）年9月末頃から11月中旬にかけて、自治会等で説明会を実施します。
- ・ 平成31（2019）年12月中旬から3月下旬にかけて、スーパー店頭等で街頭啓発・周知活動を行います。
- ・ 平成32（2020）年8月から移行期間を設けます。

(2) 不適切排出への対応

指定袋以外の不適切排出は、原則次回まで回収しません。

(図4) ごみ袋のデザイン (案)



発 行 長岡京市 環境経済部 環境業務課

〒617-8501

京都府長岡京市開田一丁目1番1号

TEL (075) 955-9548

FAX (075) 955-9955

発行年月 平成31年4月